

## 1. 政策名

証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実

## 2. 政策の目標

(目標)

株券等の大量保有報告書等の開示書類の電子化を実現するため、証券取引法施行令、関係内閣府令等の改正をし、併せて電子開示システム（E D I N E T）の整備を図る。

(業績指標) 証券取引法施行令等の整備状況  
電子開示システムの整備状況

(説明)

有価証券報告書等の企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成すものであり、その効率的な運営は公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者の保護の為には必要不可欠なものです。

更に、当該開示制度の電子化の推進は、発行体企業における開示手続、投資家等への企業情報の提供等の迅速化・効率化、それに伴う投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。このようにその電子化の必要性・公益性は極めて高いものです。

特に、平成 13 年 6 月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示されたように、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資等の投資優遇へとといった金融のあり方の転換が求められているなか、企業情報へのアクセスの簡易性、迅速性を高め、有価証券発行会社への投資を一層活性化することは、日本経済の構造改革と早期再生を推進するための、基本的なインフラ整備として重要なものと考えます。

これらを踏まえ、平成 14 事務年度においては、更なる基盤整備推進を目標として、大量保有報告書等の開示書類の提出について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出を可能とするよう、前事務年度に引き続き、証券取引法施行令等の一部改正等法令の整備及び E D I N E T システムの構築に鋭意取り組むこととしました。

## 3. 現状分析及び外部要因

平成 9 年 6 月の証券取引審議会の報告書において、ディスクロージャー情報へのアクセスの改善として、「ディスクロージャー情報は、何よりも、投資家に利用され、理解され

なければ、適切な投資判断に貢献しない。ディスクロージャー情報へのアクセスを容易にし、市場に関連する各種の情報産業・情報サービスを育成するとの観点からは、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報の提供などを実施するべきである。これらについては、システム設計のための準備が進められており、今後とも、早期実現に向けて対応を進めるべきである。」旨の提言がなされました。

また、平成 11 年 3 月の「規制緩和推進 3 か年計画（改定）」において、「有価証券報告書等のディスクロージャー制度の電子化を行うこととし、具体化に向けた検討を行い、結論を得る。」との閣議決定が行われたほか、更には、平成 11 年 12 月の金融審議会第一部会の中間整理において、「政府において検討が進められている有価証券報告書等の開示書類の電子化は、投資家等の企業情報への容易かつ迅速なアクセスを可能とすること等を通じて、証券市場の活性化、効率化等に資するものと考えられ、その実現のための早期の法制化を期待する。」との提言がなされました。

その後、平成 12 年 5 月の「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」の成立により、企業内容等の開示制度の電子化が平成 13 年 6 月より順次実施されることを踏まえ、平成 12 事務年度においては、企業内容等の開示制度の電子化の第一段階として、有価証券報告書・半期報告書等の開示書類の提出について、また、平成 13 事務年度においては、電子化の第二段階として、有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類の提出について、それぞれ、E D I N E T を利用した電子媒体による提出を可能とするよう、関係政令・内閣府令等の整備及び E D I N E T システムの構築を図りました。

## **4 . 事務運営についての報告及び評価**

### **( 1 ) 事務運営についての報告**

#### **証券取引法施行令等の整備**

大量保有報告書等の開示書類について、平成 15 年 6 月 1 日より E D I N E T による開示手続の対象とし、併せて当該開示書類に係る様式を E D I N E T に対応したものとするため、「証券取引法施行令」、「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」、「株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令」等の関係政令、内閣府令、金融庁告示及びガイドラインの整備・改正を行いました。

#### **電子開示システムの整備**

大量保有報告書等の開示書類について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出が可能となるよう、当該提出に係る E D I N E T システムの整備を行いました。

また、更なる基盤整備の推進として、提出書類に対するチェック機能の強化等に取り組みました。

## (2) 評価

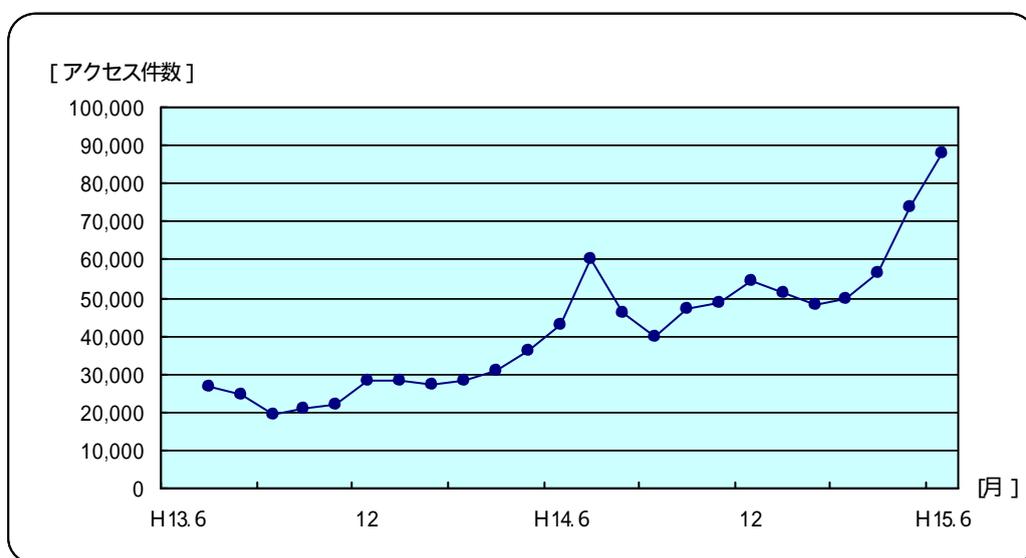
平成 14 事務年度においては、上述のとおり、大量保有報告書等の開示書類に関する電子化の適用時期を平成 15 年 6 月からと定め、関係政令・内閣府令等の整備・改正及びシステム整備に取り組んだことにより、当該開示書類等に係る電子手続きが可能となりました。

また、平成 13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初における E D I N E T による開示書類等の提出会社数は、平成 13 年 6 月末で約 500 社であったものの、平成 14 年 6 月末では約 1,400 社に増加し、更に平成 15 年 6 月末には約 2,700 社を超えています。

なお、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数も平成 14 年 7 月末に 60,000 件、平成 15 年 6 月末では 87,000 件（平成 14 年 7 月～平成 15 年 6 月の月平均・約 55,000 件）を記録する一方、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、平成 12 年では年間 18,000 人を超えていたものが、平成 13 年では約 16,800 人、平成 14 年では約 14,700 人と減少傾向にあります。

これらの状況は、企業内容等の開示書類の電子化の推進による効果を現しているものであり、これまでの取組みに対して一定の成果が上がっているものと考えます。

【資料 2 - 2 - 1 インターネットによるアクセス件数】



## 5. 今後の課題

- (1) 企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、

ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があると考えます。

- (2) 従って金融庁としては、今後、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備も随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利用者側の意見を勘案した上での利便性の向上等更なる基盤整備を推進する必要があることから、これらに係る開発のため、平成15年度に引き続き、予算の要求を行う必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていくほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、更なる基盤整備を推進する必要があります。

## **7. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った会社数の推移、行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数、証券取引法施行令等の整備状況、電子開示システムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った企業数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数
- ・ 各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数
- ・ 規定の整備状況

## **9. 担当部局**

総務企画局 市場課 企業開示参事官室